

京都市地域水道条例の一部を改正する条例(平成17年3月25日京都市条例第106号)(上下水道局総務部地域水道課)

次のとおり地域水道を設置することとしました。

名 称	給 水 区 域
広河原・花脊簡易水道	京都市左京区花脊大布施町, 同区花脊八栴町, 同区花脊原地町, 同区広河原杓子屋町, 同区広河原能見町, 同区広河原下之町, 同区広河原菅原町及び同区広河原尾花町の各一部

上記の改正は, 市規則で定める日から施行することとしました。

京都市地域水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第106号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例

京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表鞍馬・貴船簡易水道の項の次に次の1項を加える。

広河原・花脊簡易水道	京都市左京区花脊大布施町，同区花脊八柘町，同区花脊原地町，同区広河原杓子屋町，同区広河原能見町，同区広河原下之町，同区広河原菅原町及び同区広河原尾花町の各一部
------------	---

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(上下水道局総務部地域水道課)